

第3次厚木市男女共同参画計画（案）に対するパブリックコメント実施結果について

1 意見募集期間

平成29年12月15日（金曜日）から平成30年1月15日（月曜日）まで

2 意見の件数等

- (1) 意見をいただいた人数 6人
 (2) 意見の件数 10件

3 意見の反映状況

No	反映区分	件数（件）
1	計画等に反映させたもの	1
2	意見の趣旨が既に計画等に盛り込まれているもの	4
3	今後の取組において参考にするもの	1
4	計画等に反映できないもの	0
5	その他（感想・質問）	4
	合計	10

4 意見と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	区分
I 計画の策定に当たって			
1	あつぎ元気プランの個別計画とのことですが、どの方針を受けてのことか不明瞭となっています。元気プランの方針項目の具体的な引用が必要ではないかと思えます。	本計画は、第9次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」の個別計画の一つとしています。その中で、安心政策の基本施策“自信と誇りを持てる人権尊重社会の実現”男女共同参画の推進として位置付けていることから、本計画書（I 計画の策定に当たって 5 計画の策定）に記載します。 【P11 計画の策定】	1
III 施策の方向 基本方針1			
2	審議会等の設置及び運営に関する要綱、第4条（委員等の任命）には審議会等の男女構成について努力義務があるが、一向に改善していない状況が続いていると感じます。市、自らが率先して対応するように促す記載がほしいと思えます。	審議会等における女性委員の割合については、基本方針1 施策の方向（1）の市の取組の中で、各種審議会委員への女性の参画の促進を明記しています。また、基本方針1の代表となる指標に審議会等における女性委員の割合を定め、国の実績値を上回る高い目標値を掲げ、積極的に推進していきます。 【P20～26 基本方針1】	2

Ⅲ 施策の方向 基本方針2			
3	<p>厚木市の事業者としてのワーク・ライフ・バランスの取組が不十分ではないかと思ひます。計画立案者として、率先垂範してこそ民間企業が従うのではないかと思ひるので、市庁舎での残業禁止日の設定や午後7時消灯等、市職員から範を垂れる必要があるのではないかと思ひます。</p>	<p>ワーク・ライフ・バランスの取組は重要であると認識しています。</p> <p>本市においても、ワーク・ライフ・バランスの充実に向けて、スマートワーク宣言やノー残業デーの実施など取り組んでいます。引き続き、実施事業計画に基づいた施策を推進していきます。</p> <p>【P27～31 基本方針2】</p>	2
Ⅲ 施策の方向 基本方針5			
4	<p>基本方針5施策の方向(1)あらゆる人権に配慮した意識づくりに「男女平等・男女共同参画の視点に立った」という言葉を加えたらよいのではと思ひます。</p>	<p>あらゆる人権に配慮した意識づくりにおいては、あらゆる人権を尊重し、配慮ある対応が重要であることから、全ての個人が、互いに人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画の視点に立っているものであると認識しています。</p> <p>【P45～47 基本方針5】</p>	2
5	<p>基本方針5施策の方向(2)人権尊重社会の実現に向けた相談体制の充実の市の取組における“各種相談体制の充実”を具体的に記載したらよいのではと思ひます。</p>	<p>本計画では、あらゆる人権に配慮できるように具体的な相談体制を分野別にわかりやすく明記しています。</p> <p>【P48～52 相談窓口一覧】</p>	2
6	<p>相談体制については、メールやSNSを活用した相談の受付や情報提供等効果的な周知を検討することが必要ではないかと思ひます。</p>	<p>相談体制についての情報提供につきましては、市ホームページ等で周知しています。また、メールやSNS等の活用につきましては、情報化社会が進展する中、個人情報等に配慮した効果的な方法を検討するなど、今後、参考としていきます。</p>	3
その他の意見			
7	<p>この10年間で、男女共同参画、人権に関する意識が高まってきました。しかし、現実には人権を鑑みない犯罪が多発しています。この計画にあるような取組を、家庭、学校、地域、職場において前向きに取り組むことにより、犯罪等が減少すると思ひます。また、実態を捉えた調査から見いだせる様々な課題に対する啓発活動を、自らも地道に推進していきたいと思ひます。</p>	<p>男女共同参画、人権に関する意識は着実に高まってきました。</p> <p>これは、市と市民の皆様が協働で取り組んできた成果だと認識しています。</p> <p>本計画では「男女がお互いを尊重し、いきいきと暮らせる社会をめざします」の基本目標を継承しつつ、新たに設定した5つの基本方針の下、男女共同参画の意識の</p>	5

		高揚に向けた具体的な施策を、市と市民の皆様とともに、引き続き推進していきます。	
8	放課後児童対策事業の指標は、家族との触れ合いがない証拠とも受け止められるので、指標には向かないのではないかと思います。	本計画では、誰もが多様な生き方を選択でき、個性や能力を十分に発揮できる環境を整備する取組を明記しています。その取組の一つとして、育児等をサポートする放課後児童対策事業は、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの実現において必要であると認識していますので、指標に定めています。	5
9	本計画については、きめ細かく多岐にわたる内容となっており、計画どおりに実行できることを希望します。男女共同参画という施策が市民全体に認識されることが大切だと思います。	本計画では、第2次計画の基本目標を継承しつつ、基本方針に女性の活躍の推進や安心・安全なくらしの実現、男女のあらゆる人権の尊重を位置付け、4項目から5項目に変更しています。この基本方針に基づき、市の取組と市民の役割を示し、協働で男女共同参画社会の実現に向けた施策を着実に推進していきます。	5
10	基本方針2、3、4の代表となる指標名、目標値の設定根拠がいくつかの施策の一つに当てはまるものを取り上げているようでよくわかりません。 第2次計画までに設定してきた指標との関連のためであれば、継続性の説明が必要であると思います。	代表となる指標については、本計画から設定しています。設定の根拠については、第9次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」との整合性を図るとともに、実施事業計画の中から最も取り組むべき事業を代表的な指標としました。 基本方針2については、「ワーク・ライフ・バランスの充実」を図るため、3つの施策の方向に共通する、仕事と育児の両立を支援する事業の、「子育てを支援する放課後児童対策事業」を、基本方針3については、「男女共同参画の社会づくり」を推進するため、幅広く啓発していくことが必要なことから、「男女共同参画推進講座の参加者数」を、基本方針4については、「安心・安全なくらしの実現」を目指し、3つの施策の方向を取りまとめた中から、「(3)誰もが生涯を通じて、いきいきと暮らせる心身の健康の確保」の重要性	5

		を鑑み、「各種検診（健診）率」を指標としました。	
--	--	--------------------------	--

5 問合せ先

- (1) 担当課名 市民協働推進課
- (2) 連絡先 (046)225-2215

6 結果公開日

平成 30 年 3 月 20 日（火曜日）公開